

一般社団法人日本人間工学会 優秀研究発表奨励賞選考規程

第1条 (名称)

この賞は、一般社団法人日本人間工学会（以下、学会という）優秀研究発表奨励賞（以下、本賞という）と称する。

第2条 (目的)

本賞は、全国大会において優れた研究成果を発表した若手研究者を表彰するもので、人間工学研究の発展と、安心・安全な社会の実現に寄与する次世代の人間工学研究者の育成を目的としている。

第3条 (受賞資格)

本賞は、以下の全ての項目をみたま受賞資格者のなかから選考する。

- (1) 発表時に学会の正会員または準会員（入会手続き中を含む）であること。
- (2) 当該年度の大会論文の筆頭著者で発表を行った者であること。
- (3) 当該年度の大会終了時点で26歳以下であること。
- (4) 本賞の受賞経験を有しないこと。

第4条 (選考)

選考は本賞細則に定める手続きにより行う。

第5条 (評価)

評価は、選考委員会が大会講演集論文と発表の双方を十分精査して行う。

第6条 (表彰)

理事長は、本賞最優秀賞（原則として1名）と本賞優秀賞（最大4名）を表彰し賞状を授与する。

第7条

この規程の変更は、理事会の議決による。

附則

- 1 本規程は2008年4月1日から施行する。
- 2 一般社団法人化に伴い2009年11月13日改定
- 3 2015年9月17日改定

一般社団法人日本人間工学会 優秀研究発表奨励賞選考規程 細則

第1条 (目的)

本細則は一般社団法人日本人間工学会 優秀研究発表奨励賞選考規程（以下、規程という。）の円滑な運用を図るために定める。

第2条（選考）

各年次の大会ごとに選考委員会を組織し、発表予稿原稿によるスクリーニングを行った上で発表の様子を加味する2段階で選考する。また表彰手続きの取り扱いおよび表彰結果の取りまとめは表彰委員会がこれを担当する。

1. 第1段階の選考は次の手順で行う。

- (1) 第1次選考委員会を組織する。第1次選考委員会の人選にあたっては、表彰委員会が若干名を選出し、委員を依頼する。
- (2) 第1次選考委員は第3条に定める評価基準に基づいて受賞資格者が著した研究発表原稿を審査し、その平均点を受賞資格者の第1次段階における得点とする。
- (3) 受賞資格者の中から得点の高い者10名程度を受賞候補者として選出する。

2. 第2段階の選考は次の手順で行う。

- (1) 第2次選考委員会を組織する。第2次選考委員会の人選にあたっては、表彰委員会が10名程度を選考し、委員を依頼する。また受賞候補者が研究発表を行うセッションの座長にも選考委員を依頼する。
- (2) 第2次選考委員は受賞候補者が行う研究発表を第3条に定める評価基準に従って審査し、その平均点を算出する。これを第1段階における得点と合算し合計得点とする。最も合計得点の高い者を最優秀賞、以下合計得点の高い順に最大4名を優秀賞に決定する。

第3条（評価）

評価は第1段階、第2段階ともにS(5)、A(4)、B(3)、C(2)、D(1)の5段階で行う

1. 第1段階における選考は以下の5項目を5段階で評価することによって行う。

独創性または新規性、研究目的の明確さ、研究方法・分析の適切さ、考察・結論の妥当性、表現の適切さ

2. 第2段階における選考は以下の6項目を5段階で評価することによって行う。

独創性または新規性、研究目的の明確さ、研究方法・分析の適切さ、考察・結論の妥当性、発表の分かり易さ、発表（質疑応答を含む）態度

3. 第1段階における研究発表原稿の評価は、研究発表原稿1編に対し第1次選考委員の中から2名がこれに当る。

4. 第2段階における研究発表の評価は、研究発表1件に対し受賞候補者の研究発表が行われるセッションの座長を含む第2次選考委員の中から2名がこれに当る。

第4条（規程の修正）

この規程及び細則の変更は、理事会の議決による。

附則

- 1 本規程は2008年4月1日から施行する。
- 2 一般社団法人化に伴い2009年11月13日改定

3 2015年9月17日改定